

## 東富士演習場MV-22オスプレイの飛行訓練に対する意見書

去る6月上旬に米側から日本政府に提供された、「MV-22オスプレイの沖縄配備及び日本での運用に関する環境レビュー」によると、一個分遣隊（2～6機）が毎月2、3日の間、キャンプ富士等に展開し訓練を実施するとのことで、キャンプ富士における運用回数は現状より10%増え、年間約500回、夜間訓練も行うとされている。

また、日本全国6本の航法経路において、地上150メートルまでの高度で飛行訓練を実施すると記載されている。

オスプレイに関しては、これまで大小の事故が多発している状況からその安全性が問われており、多くの地元住民が不安を感じている。

日米両政府が日米合同委員会でまとめた運用ルールも「できる限り」「運用上必要な場合を除き」などの条件が付いたものであり、実行は米側次第である。これでは、住民の不安を払拭し安全を保障するには、ほど遠いものである。

オスプレイの安全性が保障されない限り、東富士演習場使用協定において規制されている地元民に危険を感じしめるような状況のもとでは、キャンプ富士への飛行運用は容認できるものではなく、仮にオスプレイが東富士演習場使用協定運用委員会で協議が整う前に、東富士演習場で飛行運用がなされることがあるとするならば、使用協定に対する背任行為と言わざるを得ない。

このような認識から、裾野市議会は、市民の生命財産と安心・安全な生活を守る立場から次のとおり要望する。

### 記

1 オスプレイの飛行運用に関し、安全性が確認できる詳細な説明を行うとともに、国の責任の所在を明らかにし、関係自治体及び地元住民の意向を十分尊重すること。

2 米軍による東富士演習場の使用に関し、新たな地元への負担を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣